

労働基準行政

労働基準監督署は、全国に321署あり、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に基づき、労働者の労働条件(労働時間、賃金等)の確保・改善、職場の安全や健康の確保を図るための取組を行っています。

また、労働者が仕事や通勤により病気やケガをした場合の治療費用や、療養のために仕事を休み、賃金が支払われない場合の補償などの労災保険の給付を行っています。



労働基準行政

労災補償

労災担当部署では、仕事や通勤によるケガなど、労働災害に遭われた方やそのご遺族に対して、迅速かつ公正な保険給付を行っており、保険給付などに関する相談をはじめ、給付請求書の受付から審査、調査、決定までの業務を担当しています。

また、社会復帰に向けた事業（義肢等の支給や遺児の就学費用の援助等）を実施するなど、被災労働者やそのご遺族の生活保障に欠かせないものとなっています。

過労死等や石綿健康被害などの労災請求については、関係者からの聴き取りや医証の収集などの調査を行い、業務に起因するものかどうかを迅速・適正に決定することが求められています。

労災担当部署の職員は、労災保険がその役割を果たせるよう、労災請求に対する調査等を通じ、労災補償に関する実践的知識・経験を培い、労災保険制度に関するエキスパートとして活躍することが期待されています。

労働保険適用徴収

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称です。保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、労働保険として、原則的に一体のものとして取り扱われています。

農林水産の一部の事業を除き、労働者（パートタイマー、アルバイト含む。）を一人でも雇用していれば労働保険の適用事業となり、事業主は成立手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労働局では、労働保険適用関係申請書等の審査や労働保険料の審査、調査及び収納・徴収の業務を行っています。

労働保険未手続の事業主に対する手続指導、立入検査、滞納事業主に対する差押執行など、日々の業務が費用の公平負担、さらには労働保険制度の健全運営につながる、とてもやりがいのある仕事です。



事業主から提出された「労働保険料申告書」です。
雇用している労働者の賃金総額に保険料率を乗じることで、保険料額を算出し、徴収します。